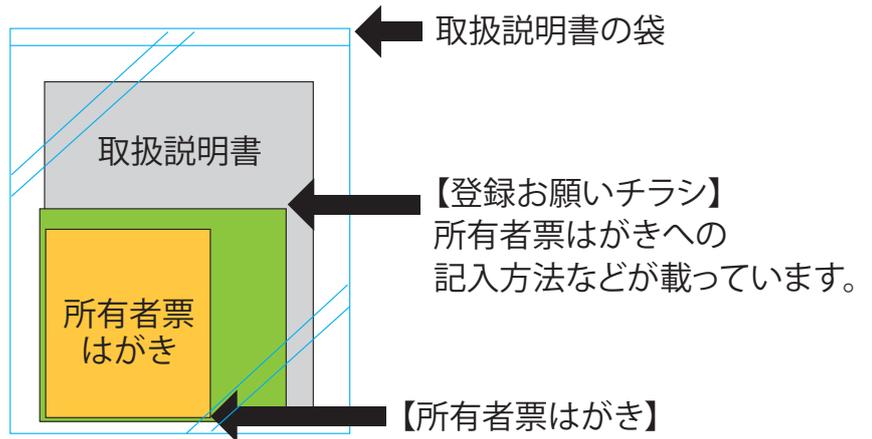


# ★所有者票はがきの種類について

所有者票はがきは、右図のイラストのように、取扱説明書の袋に入っています。



## 黄色のはがき【法律に基づく点検対象製品】

A-2 郵便はがき 6712290

料金受取人私郵便 4078

(受取人) 飾西局私書箱13号 株式会社ノーリツ コンタクトセンター 行

発行有効期間 令和6年6月30日まで (印手不要)

本票は、お客さまの控えとなります。取扱説明書と共に大切に保管してください。

**所有者登録の方法** ※下のいずれかで所有者登録を行ってください。

- インターネットで登録(ハガキ投函不要) ■登録まで→3日
- 左のQRコードを読み取り登録 または QR/ノーリツ 所有者登録 と検索
- ハガキで登録(インターネット登録不要) ■登録まで約2週間
- はがき裏面の全項目を記入

所有者登録したい情報は、消費生活用製品安全法、個人情報保護法および半導体法により適切な安全対策の上で管理し、法定義務、リコール等の製品安全に関するお知らせをする等の目的には使用いたしません。ただし、メーカーからの情報収集等を行うにチェックを頂いたお客さまには、製品やサービスに関する情報を提供させていただきます。

**販売事業者 記入欄**

販売事業者名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

お客さまへの説明日: 20\_\_年\_\_月\_\_日

注意: 所有者登録情報が変更となった場合は、必ず下記の連絡先までご連絡ください。

- 製品名
- 特定製造事業者等名 株式会社ノーリツ 兵庫県神戸市中央区江戶町93
- 製造年月
- 製造番号
- 設計標準使用期間
- 点検期間
- 問い合わせ連絡先 株式会社ノーリツ コンタクトセンター 0120-911-026

特定保守製品  
ブランド区分 NR  
1 製品名 株式会社ノーリツ  
2 特定製造事業者等名 兵庫県神戸市中央区江戶町93

3 製造年月  
4 製造番号  
5 設計標準使用期間  
6 点検期間

販売事業者 記入欄  
販売事業者名: \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_

お客さまへの説明日 20\_\_年\_\_月\_\_日

必要事項を記入して 登録後のお客さまの控えになります  
郵便ポストに投函してください 大切に保管してください

## 白色のはがき【法律に準じた点検対象製品】 【長期使用製品安全表示制度の対象製品】

B-2 郵便はがき 6712290

料金受取人私郵便 4080

(受取人) 飾西局私書箱13号 株式会社ノーリツ コンタクトセンター 行

発行有効期間 令和6年6月30日まで (印手不要)

本票は、お客さまの控えとなります。取扱説明書と共に大切に保管してください。

**所有者登録の方法** ※下のいずれかで所有者登録を行ってください。

- インターネットで登録(ハガキ投函不要) ■登録まで→3日
- 左のQRコードを読み取り登録 または QR/ノーリツ 所有者登録 と検索
- ハガキで登録(インターネット登録不要) ■登録まで約2週間
- はがき裏面の全項目を記入

※後述でプレゼントが当たるキャンペーンを実施しています。ぜひご登録ください。詳しくはこちら

個人情報の利用目的  
ご登録いただいた情報は、消費生活用製品安全法、個人情報保護法及び当社規定による適切な安全対策の上で管理し、下記内容にて利用させていただきます。  
\*特定製品、リコール等の製品安全に関するお知らせ  
\*製品情報、アフターサービス、キャンペーンなどの各種情報提供

**販売事業者 記入欄**

販売事業者名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

注意: 所有者登録情報が変更となった場合は、必ず下記の連絡先までご連絡ください。

- 製品名
- 製造・輸入事業者等名 株式会社ノーリツ 兵庫県神戸市中央区江戶町93
- 製造年月
- 製造番号
- 設計上の標準使用期間
- 問い合わせ連絡先 株式会社ノーリツ コンタクトセンター 0120-911-026

ブランド区分 NR  
1 製品名 株式会社ノーリツ  
2 製造・輸入事業者等名 兵庫県神戸市中央区江戶町93

3 製造年月  
4 製造番号  
5 設計上の標準使用期間

販売事業者 記入欄  
販売事業者名: \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_

必要事項を記入して 登録後のお客さまの控えになります  
郵便ポストに投函してください 大切に保管してください

C-その他-2 郵便はがき 6712290

料金受取人私郵便 4082

(受取人) 飾西局私書箱13号 株式会社ノーリツ コンタクトセンター 行

発行有効期間 令和6年6月30日まで (印手不要)

ENSK601

## 白色のはがき (お客さま控えなし)

法律に基づく点検対象製品  
法律に準じた点検対象製品  
長期使用製品安全表示制度の対象製品

以外の製品

必要事項を記入して郵便ポストに投函してください

